

京都府後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を定める条例

平成19年2月8日

条例第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定に基づき、京都府後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を次のとおり定める。

京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。